

## 平成30年度第2回東大阪市自立支援協議会 議事録

【日時】平成30年11月2日（金）15時から17時まで

【場所】レピラ 5階 大会議室

【出席者】

（協議会委員）

新崎委員（会長）・八尾委員（代理・湯村氏）・和泉委員・滝川委員・由井委員・石田委員・小林委員・高橋昌委員・小島委員・宮川委員・玉置委員・西川委員・地村委員・赤木委員・坂田委員・坂東委員・今井委員・岩本委員・島岡委員・平田委員・高橋和委員

（オブザーバー）

新里委員

（事務局）

乾（くらし部会長）・坂本（権利擁護部会長）・唐渡（こども部会長）・菊地（子どもすこやか部）・薬師川（こども見守り課）・山本（健康づくり課）・桑田（母子保健・感染症課）・和田（福祉企画課）・寺岡・森・高品・手嶋・金崎（障害者支援室）・山崎（自立支援協議会事務局長）・児玉・安淵・北・米山・飯田・山本・池上（基幹相談支援センター）

【次第】

- 1 東大阪市手話言語条例制定について . . .（資料1）
- 2 運営委員会からの報告 . . .（資料2）
- 3 各部会からの報告 . . .（資料3）
- 4 ケア連絡会・当事者中心の会・委託相談連絡会からの報告 . . .（資料4）
- 5 その他

【資料】

資料1 東大阪市手話言語条例について

資料2 平成30年度第2回東大阪市自立支援協議会全体会資料集

(事務局 森課長)

定刻となりましたのでただいまから平成30年度第2回東大阪市自立支援協議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方にはご多忙の折ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を担当させていただきます福祉部障害者支援室障害施策推進課の森です。どうぞよろしくお願ひいたします。初めに欠席委員のお知らせをいたします。八尾委員、中西委員、勝山委員、東野委員、立花委員、河内委員からご欠席のご報告を受けております。なお八尾委員の代わりに代理といたしまして相談支援センターマーレの湯村さんに出席いただいております。それでは次に配布資料の確認をさせていただきます。まず本日の次第、委員名簿、裏面に配席表となっております、次に資料1 仮称東大阪市手話言語条例策定について、次に資料2 平成30年度第2回東大阪市自立支援協議会報告資料集、次に追加資料で委託相談連絡会のまとめ、以上でございます。不足などがありましたら挙手にてお願ひいたします。そろっているようですので、これより先の進行につきましては新崎会長にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(新崎会長)

それでは、本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本当に限られた時間ではありますけれども、自立支援協議会の会議の皆さんのご意見お聞かせいただきたいと思ひます。それではまず次第の1番、東大阪市手話言語条例(仮称)について障害施策推進課からご説明いただきたいと思ひます。ではよろしくお願ひします。

(事務局 森課長)

それではお配りしております資料1をご覧ください。横のA4の資料になります。東大阪市では東大阪市手話言語条例というものの制定に今取り組んでいる所でございます。手話言語条例というものなのですけれども、左上をご覧ください。手話が言語である普及と手話の普及、また過去に聴覚障害者に対する差別や孤立した生活を送られてきたため、聴覚障害者に対する理解が進むよう、障害の有無に関わらず、手話で人と人がつながり、全ての市民が支え合い、及び尊重し合いながら共に暮らせる東大阪市を目指すための条例となっております。下の方に行きまして手話言語にかかる背景につきまして明治13年のミラノで開催された会議におきまして手話の使用の排除という決議がなされたという過去があります。それからだいぶたちまして平成1

8年によく国連障害者権利条約で手話が言語であるという形で明記されました。日本におきましても平成23年に障害者基本法で初めて手話が言語であると規定されました。これらの流れを受けまして各自治体におきまして手話言語条例の制定が進んできております。現在では194の自治体で手話言語条例というものが作られてきております。真ん中に移りまして、本市の取り組みなんですけれども、手話言語条例を作るということで当事者や関係者を含めました意見交換会を実施しております。平成29年2月に1回、2回目を平成29年6月、3回目を平成30年1月に実施しましてこの3回を持ちまして手話言語条例の素案を作りました。その素案をパブリックコメントという形で今年の8月から9月の中旬にかけて意見を集めました。それを受けまして最後に意見交換会ということで4回目を9月に実施しております。この意見交換会やパブリックコメントの中では主には聴覚障害者に対する歴史をきちんと説明してほしいとか正職員で手話のできる人を配置してほしい、推進方針などを定める会議には同時者の意見を聞いてほしいと言う意見が出ておりました。これら意見交換会やパブリックコメントを実施した結果裏のページになりまして、手話言語条例というものを案として固めさせていただいております。この言語条例につきましては前文と条文の2構成になっておりまして、前文の方では手話の説明や過去の手話の現状、そしてまた国際情勢や日本の手話が言語であると認められてきた背景、また本市において手話の取り組み、そして最後東大阪がどう目指していくかということをもとめさせていただいております。あと条文の方には目的や定義、基本理念、市の責務などを書いておりまして、右の方で推進方針ということで手話に関する施策をするという方針を毎年度東大阪では作っていかうと考えております。その次に手話施策推進会議というものがあましてこちらの方では施策を推進する方針を立てるためには当事者や関係者の方の意見を聞いてしっかり施策に反映していくことをうたっております。また前に戻りまして真ん中の下の方にスケジュールがあるのですが、東大阪市の手話言語条例につきましては平成31年度4月施行を目指して進めております。仮称手話言語条例となっているのですが、パブリックコメントの一番目の意見で書いているのですが、名称を分かりやすいような形で、みんなでトライする東大阪手話言語条例とか、こういうふうな形での意見も出てきておりますので、またこちらの方も検討しておりまして、わかりやすい名称を考えて作れたらと今考えております。説明は以上になります。

(新崎会長)

はい、ありがとうございます。それでは次第の2番に移りたいと思います。運営委員会からの報告をお願いしたいと思います。ではよろしく申し上げます。

(山崎委員)

失礼いたします。本協議会の運営委員長をさせていただいております基幹相談支援センター山崎と申します。それでは本題の方に、上半期の運営委員会の報告をさせていただきます。失礼させていただきまして着座にて報告させていただきます。お手元の資料2、全体会資料集を見ていただいて1ページ目からが運営委員からの報告となります。皆さんご存知かとは思いますが協議会の運営委員会は2か月に1回偶数月に開催しております。地域の相談支援機関等を中心とした地区別会議とか連絡会、またその他様々な団体からあがってくる地域課題について事前に事務局の中で事務局会議を開きまして整理をさせて頂いて、運営委員会に評定して会議をするとか、あと課題解決について取り組んでいただいている進捗状況についてのご報告を各部署からしていただいているというような形で意見交換を深めております。今年度は特に4月の第1回運営委員会において資料集の2ページ、3ページになりますが、今年度スタートする時の東大阪市の障害福祉に係る地域課題というものを整理させていただきました。これがすべてというわけではございませんが、地域の課題ということで一旦整理させて頂き、4ページになりますけれども、こちらの方で優先順位をつけて今年度の課題解決に向けた方向性等を確認したうえでスタートさせていただきました。昨年度まではですね、課題についてより集中的に検討して頂いている各専門部会というものがございまして、そこからの報告ということを中心に意見交換を進めてきておりましたが東大阪には自立支援協議会立ち上げ前から資料にあります米印にあるような様々な連絡会や協議会など色々あります。当運営委員会にも各団体を代表して参画して頂いているということから4月に整備しました地域課題についても各団体で課題解決に向けて協議されているということがございましてその状況を報告していただきながら情報共有と意見交換で活性化するという意識に取り組んでおります。6月以降の運営委員会では各専門部会や各団体等で取り組んでいる状況をダイジェスト版という資料にまとめさせていただきまして、それに沿って地域課題への取り組みの進捗状況の確認と情報共有を中心に意見交換を進めております。専門部会で検討している内容以外については資料にも示しておりますように、こういったものが代表的なものとして協議をしている内容ですのでご確認いただければと思います。今年度も下半期に入っておりますが、このような取り組みを継続しながら一つでも多くの課題

が解決に向かうように取り組んでまいりたいと考えております。簡単ですが以上運営委員会からの報告を終わります。

#### （新崎会長）

はい、ありがとうございます。運営委員会での報告の中で様々な地域課題が検討されているということが分かりました。引き続きまして次第の3番、各部会からのご報告をお願いしたいと思います。質疑につきましては権利擁護部会、こども部会、くらし部会、地域生活移行部会の4つの部会報告を終えてからまとめて行いたいと思いますので、それではまず権利擁護部会からご報告をお願いしたいと思います。

#### 3 各部会からの報告…資料2

引き続きまして、次第の3番各部会からのご報告をお願いしたいと思います。質疑につきましては、権利擁護部会、子ども部会、くらし部会、地域生活移行部会の4つの部会報告を終えてからまとめて行いたいと思います。それではまず権利擁護部会からご報告をお願いします。

#### ○権利擁護部会（坂本部会長）

権利擁護部会の部会報告をさせていただきます。東大阪成年後見支援センターです。座らせていただきます。30年度の方針はここに書かせて頂いている通りでこのような方針でやっていきたいと思っておりました（別紙参照）。やってきましたこととしては、4月23,24日と10月25日と2回部会を開催しました。今年度の主な課題と言いますのは、日常生活自立支援事業待機における課題検討というところでありました。日常生活自立支援事業待機について地域から権利擁護の視点から事例を挙げてもらう、そして、日常生活自立支援事業の待機の間、どのような困り事があるかというところで、ケア連絡会で聴き取りをしてもらうためのシートを作り、それを依頼しました。これについては12月集計の予定です。10月15日なんですけども、東大阪市社会福祉協議会に日常生活自立支援事業において意見交換会を行いました。やはり、日常生活自立支援センターの関わっている人数とか、利用者はどんな人がいるのか、契約はどんなのか、2年待ちという現状についての工夫だとか、契約解除についてはどのような時なのか、市民後見人について、金銭管理の依頼以外の相談はあるのか、色々なことを意見交換させていただきました。それと障害者虐待対応レビュー会議への部会員の派遣もしておりますし、障害者差別解消支援地域協議会への部会員の派遣などもしてお

ります。障害者差別解消ワークショップの開催もしておりますけども、この障害者差別解消地域協議会についてですけども、ワークショップは今日の午前中と先ほど開催しました。「ちょっと聞いて私の困り事」ということで今年は3回、西、中、東と開催したいと思っております、7月5日に社会福祉協議会の1階の会議室で行いましたし、今日はこちらのレピラの方で午前中開催させて頂きました。段々人が多かったり、当事者からの意見、お話の後にワークショップで皆さんの意見が聞けたりして、これは必要な制度だね、素敵な取り組みだねと皆さん言ってくださっているので、第3回目は2月に東地区の方で開催したいと思えます。これからというところなんですけども、日常生活自立支援事業と成年後見制度を考えるということでの研修会を開催したいと思っております。そして、ケア連絡会で依頼した聴き取りシートの集計を検討していくのがこれからのテーマとなってくるので、このようにしてやっていきたいと思っております。以上で報告を終わります。

#### (新崎会長)

はい、ありがとうございます。では続きまして子ども部会よろしく申し上げます。

#### ○子ども部会 (唐渡部会長)

子ども部会の唐渡と申します。よろしく申し上げます。子ども部会はここ数年、通学保障、発達保障というテーマで取り組んできました。昨年度は学校のある時間帯に放課後等デイサービスで過ごす子どもたちへの支援に対するアンケートに取り組みました。結果、その理由は本人理由によるもの、あるいは家族背景によるもの、合わせたもの、様々な要因が重複したものが多くありました。その中でまた、福祉と教育が連携し、うまくつながっているケースやつながらなかったケースなど状況は様々にみられましたが、その結果を踏まえ、今年度は子どもたちの具体的な支援にどのようにすればつながるかということで、事例を挙げて今検討を行っている途中です。事例検討につきましては下に3ケース挙げさせてもらっています(別紙参照)。一番のケースは学校のSSWの方から実はこういうことで困っているということで福祉の方に連絡がある、そこからのスタートとなりました。その後は色々と普段の連絡、担当者会議を継続的に行われて、その結果、現在は登校している。ざくっとですけども、まだまだ途中ですけど、このケースを通して色々と話をしていたのは、これ結構年数がかかっているんですけども、常に本人の意思をどれだけ尊重できているかということ、周りが急ぎすぎない、動きすぎない、というところが非常にポイントではないか

という風に意見が出ていました。二番ですけども、親御さんの困り感と支援がうまくマッチングできたなというケースです。特別支援学校さんの方から挙げてもらいました。色々のご事情のあった家だったんですけども、短期入所の利用が必要だということで、それをきっかけに幅広くつながりました。そこからは相談しやすい関係にもなって、子どもさんも学校にもつながりましたし、ご家族さんも福祉と大きくつながっていったと思います。ただ、転居ケースだったんですけども、転居の場合だとか、地域から支援に移る、あるいは支援から地域に移る、その移る場合にですね、引き継ぎや情報提供がスムーズに行きにくいという現状もあって、それは非常におしいことだなと考えています。三番はうまくいかなかったケースです。中々親御さんや本人さんが本当のところどこに困っているのかがつかみきれないまま、その苛立ちが学校さんの方へ向かうわけですけども、福祉の方を紹介しても中々つながらなく、結局、学校に行っている間には学校にはつながらず、現在引きこもりとなっている状況になっています。色々ケースを通してですけども、やっぱり幼少期に何らかの療育体験があったかどうかということはひとつ大きいかなと思います。子どもさんへの理解がご家族さんでどんな風にされていたのかなというところがひとつ、そういう意味では早くから何らかの形で福祉につながっていたケースでは、その後、困難なこと出会っても比較的解決の方法につながりやすいのではないかなという風にこれまでのケースを通して考えています。再来週に子ども部会がありますので、次も検討を行っていきたいと思います。今も学校さんと福祉の方で色々ケース検討などを行っているんですけども、どうも話をしても次回から結構ですと言われるケースもあって、まだまだ福祉と教育の連携をしっかりと進めたいと言われながら、実態がどこまで福祉のことを周知されているか、福祉の方もどれだけアピールしているのかがこれからの課題だと思います。以上です。

#### （新崎会長）

ありがとうございます。短い発表の中で事例も入れて頂きまして、最後には福祉と教育がより具体的な、いわば実践や相互理解の大切さというところをご発表頂けたと思います。ありがとうございます。続きまして、くらし部会の乾委員をお願いします。

#### ○くらし部会（乾部会長）

くらし部会の部会長をさせて頂いています東大阪支援学校の乾です。7 ページですね（別紙参照）。第2回なので、今年度の方針、半年経ったところでの現時点での到達

点という形で3点に整理させて頂きました。昨年度はずっと認定給付課との間で移動支援に対するガイドライン Q&A の策定ということが、実際は1年かかると思ってなかったんですけど、1年かかりました。でも、非常に良いものができたという風に報告させてもらったという風に思います。中々一つの福祉サービスを使うにあたって、その福祉サービスの支給決定とか、どういう時に使えて、どういう時に使えないのかという認識を巡っても、色々な立場からのいろんな意見があって、そのたびに判断が変わったりとか、なかなか窓口対応でうまく伝わらなかったりとかが多くありまして、今、計画相談の時代に入らる中で特に相談支援を中心として、利用者、当事者、計画相談、福祉事業所、支給決定していく行政というあたりが、一定ひとつのベースというか、曖昧さを残さない同じ文章で、同じように確認ができるというものが絶対にいるというのがひとつの共通の認識でした。それを作っていく第一歩として移動支援というところを選んだわけですね、去年。それがガイドラインと Q&A、内容的には利用者側からすると不十分な点もありますし、当事者の方からすればこれも認めてくれたらいいのに、あれも認めてくれたらいいのに、それもいっぱい残されているけど、少なくとも共通の土台ができた、それが行政と自立支援協議会との間の協力関係を通じてそれが一つのベースができたことの意義を第一回のこの全体会の場でも確認させていただいたところです。そこでの信頼関係を基礎として、昨年度も問題となったのは児の居宅介護、18歳未満の方、当事者に対して居宅介護どういれていくかということですよ。まずあるのが親の介護力が前提になっていて、ネグレクトに手を貸すわけにはいかないということも含めてその論理がバーンと出ちゃって、結局、居宅の時間は出ない。実際、本当に必要としていても本当に必要かどうかははっきりしないので、ネグレクトがらみとかいう形で論点が出来上がっちゃうと本当にいる人にもいきわたらない。そういう状況が随分とあって、その部分をどう変えていくのかということで、児の居宅介護についてくらし部会でも随分と問題とされてきましたが、それがこの期、認定給付課と基幹相談の人に入ってもらって、くらし部会、子ども部会、それぞれから代表者を出して児の居宅介護の検討会を作りまして、身体、知的ともに今、ほぼ公にできるものが出来上がった。まだ細かな調整が残っていますので、例えば、親の介護力の評価というのは中々当事者側からも出せない、相談支援からも中々こうやと言いきれない、行政の方からもあかんと言にくいという状況があって、そこで保健センターでありますとか、子ども家庭センターでありますとか、色々なところからどう意見書をどう出してもらおうか、その意見書を元に判断していくというようなシステムを新たにどう作っていくかということが新たに問題となりましたので、その辺



りの調整がまだ未調整というところも含めて、そういうところもあるんですけどもほぼまとまったという段階です。入院時コミュニケーション支援の運用面でも2年くらいもめてきたんですが、3年前に実は東大阪市では入院時コミュニケーション支援というものを作ったんです。国の方は今年度から重度訪問介護の病院内利用を方針化しましたよね。でも国の方の制度は重訪6の方に限定された制度ですし、そうでなくて区分6の方で重訪を使っておられる方にとっても重訪が病院内で使えるようになったということは素晴らしいことなんですけども、同時に区分6でなくても、例えば知的重度の方なんかで病院に入院するという大きな環境の変化に耐えられない、その環境の変化ということはどう本人に納得してもらうのか、ここでちゃんと治療を受けないといけないやでと納得してもらうためのコミュニケーション支援というか。そういう風なところを一番の問題にして東大阪市独自の入院時コミュニケーション支援というものを作ったんですけども、その運用面での混乱が色々ありました。医療職とヘルパーと当事者が同じ部屋にいないと認められないとかね。そんな馬鹿な話ないわけで、逆に医療職が色々なことを説明してもその人らが帰りはってから本人はグズグズ言いはるわけで、そこをどうしていくか。だからそういうところで運用面でのQ&Aを作るということは非常にポイントとなっていたわけで、これについては全面的に解決をして、ひとつ嬉しかったのは認定給付課との協議の中で東大阪市が作った入院時コミュニケーション支援の大きな目標がいわゆる通訳的な、言葉を中々理解できない、もしくは言葉で思いを発することができない方と医療職との間の通訳を配置しないといけないということではなくって、その方に入院という環境の変化が大事なことなんですよということをコミュニケーションを通じてわかってもらうための制度なんだというところがこの制度の目的という辺りがはっきりQ&Aの中に書き込まれました。その辺りが非常に大きかったと思っているんですけど。その辺りの協議が、本当に一字一句の修正ということをくり返しながらかつていて、入院時コミュニケーション支援の方は実は今日、東大阪市のホームページの方に公開されたという風に聞きました。そういう形の協議を進めて、両者とも現時点ではもう一歩、後者の方はもう出たんですけども、そういうところまで来たというところが一点です。まだまだ支給決定等Q&Aという内部資料に載っているところはまだ残されていて協議しきれていないところはあるんですけども、それについても年度末を目途に支給決定ガイドラインとして公開するという確認はしていますので、先ほど1番で話した内容も含んで今計画相談の時代に当事者支援、サービス調整の共通マニュアルが年度末にほぼどの分野についてもどのサービスについても網羅的な形で公開できるようになるのではない

か。それが必要であるという認識が定着をしてきたという風を感じています。この辺で足踏みを随分としましたのでくらし部会はもっとその、高齢化の時代にどう対応していくかというところの協議をしたいと思いながらそこに踏み込めないまま来たんですけども、その3点目についても、当事者と介護者の高齢化をどう支えていくかを検討していくために、障害福祉と高齢福祉との連携をどうしたら作って行けるのだろう。どこと話し合いを持てば良いのかが中々よくわからなかったんですね。例えばどこかの特養、大きな高齢関係の法人さんと色々な話をしていけば良いのか、東大阪市全体をネットワークするような、それこそ自立支援協議会のような高齢福祉に関する組織というのが僕的にはよう見つけられなかった、見当たらなかったというところで。実は7月の17日にケアマネ連絡会が定期的に分かれていて、そのケアマネ連絡会が研修をしたりとか、ケアマネ同士の苦労話とか中々に困難な事例検討をずっとやってはる。これは東大阪市全体をネットワークする組織としてあるんですけども、その全体会の場に実は挨拶に行ってきました。是非ともケアマネ連絡会と、幹部の人との話し合いではなくて、ケアマネ連絡会の全体会のような場所で、お互いの苦労話みたいなことを、高齢介護でこういうことが問題となっている、障害福祉ではこういうことが問題となっているということを論点の出し合いっこをできる交流会ができないかという話をしてきました。これもつい最近なんですけど、ケアマネ連絡会からようやく是非そういう交流会を開催しようとお返事がきました。それこそ65歳問題然り、50,80問題然り、高齢関係の居住施設、中々高齢関係が持っている施設は沢山ありますし、空いている部分もありますし、そういう部分に障害の人の利用を考えていけないのかというところを非常に大きな問題視として持っていますので、そのあたりのこととか、連携すれば論議が深まりそうなことがいっぱいあると思っていますので、お互いの課題を出し合い、交流会1回で終わるのではなくて継続開催していけるような場を今年度内につくりたい。国の方も共生サービス、高齢と障害との連携を強く出していますけど、その辺りの東大阪での具体的な進め方というところらへんに道が見えてこないのかなと思います。それを踏まえての活動方針は整理した通りです。それを踏まえて年度末を目途に網羅的な支給決定のガイドラインの公開を目指すというところ。入院時コミュニケーション支援は支給決定問題だけでなく、どう使っていくことで病院側の理解を広げていくかという論点がもう一つあるわけで。それを今、実際に入院時コミュニケーション支援を使って入院を受けはった事例を持っている病院との間で交流会を2回持ちました。東大阪市医療センターと生協病院ですけど、これを現場の看護師さん、看護師長さんとか、病院に勤めてはる福祉職の人が出てき

てくれるの交流会なんですけど、中々その入院時コミュニケーション支援の制度自身が伝わっていないから今後ともこういう風に使ってくださいなと紹介すると同時にいろんなアイデアが出て、例えばポスターを作ってはどうかとか、色々なアイデアが出てきています。その辺も含めて進めていきたいと思います。で、放課後等デイサービスの利用が非常に多くの方の利用が広がっていますが、18歳問題、18歳になると使えなくなる。実際、卒業後、生活介護とか普通の作業所に行けば16時とか16時30分に帰ってくるということがあって、日中一時をどう拡充していくのか、そのための規制緩和とか制度設計を考え直していく時ではないかなという風に考えています。で、先ほどのケアマネ連絡会との交流会についての継続開催を目指していきたいという風に思います。以上です。

#### (新崎会長)

ありがとうございます。非常に積極的にご議論、取り組みをされていると思います。ありがとうございます。続きまして地域生活移行部会、泉委員の方からお願いしたいと思います。

#### ○地域生活移行部会（和泉委員）

地域生活移行部会の報告です。地域移行部会の方針について3点挙げています。グループホームの各法人の実態と現状把握、グループホームに関する情報共有、グループホームを中心とした地域基盤の構築。2は最近の入退所の実態把握から見える地域移行の課題整理、3は入所施設、他病院からの地域移行の方針について。上記3つの柱として地域移行に関する検討、定例会議を年4回、全体会議を年2回開催しています。定例会議の方なんですけど、中心の議題はグループホームについてということになります。参加者については書かせて頂いている通りです。最近の話は3点です。各法人からの情報共有、この間の災害、地震や台風が続いているということで、住まいの場であるグループホームの災害時の対応、備蓄、避難場所が近々の課題であることが浮き彫りになった。今年度、処方緩和処置の期限が切れ、各法人で申請を行っている。グループホームの実態把握を行い、平成25年の調査と比較し、入居者がどのような実態になっているのかを把握するというところで、実態調査の方は先月締め切りまして、今は内容を精査しているところです。全体会議が年2回です。こちらの方は地域移行についてを主な課題として挙げています。参加者については書かしていただいている通りです。議題としては3点です。大阪府障害福祉室から、地域精神医療体制整備広

域コーディネーター等の事業説明および現状報告。大阪府が実施した施設入所者への1300人の意向調査と東大阪市を16名が希望している。まずは障害者支援室と基幹相談支援センターが中心となり、地域移行希望者への面接を実施し、現状把握や意向の確認等をする。その後、地域移行に向けた取り組みをしていくことを確認したというところで、そちらの方が16名となっているのですが、色々と精査する中で11名となっています。今、福祉事務所、基幹相談の方を中心に地域移行に向けて希望者の方の面会が随時行われているという状況です。精神障害者と知的障害者とともに地域移行地域定着システムフロー図に基づいた会議を開催する。システムフロー図に基づいて進める中で課題を整理し、東大阪市の現状にあわせた地域移行地域定着の確立につなげることで今、2点目の部分で今、障害者支援室、福祉事務所の方とそれぞれ動いてくれているというのがまずシステムフロー図の初期の段階になっています。このシステムフロー図の中の具体的な内容が進んでいくと思います。今後に向けては書かせてもらっている通りとなります。以上です。

#### (新崎会長)

ありがとうございました。4つのご報告についてご意見等あれば聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

### 3. 部会報告<質疑応答>

#### (今井委員)

今井です。簡単な質問ですけれども、子ども部会のところで1番のところで、下線を引いたところ、本人の意思を尊重し、まわりが急ぎすぎない、動き過ぎないというような書き方になっておまして・・・動き過ぎないとは具体的にどんな感じかなと。よく動いた方がいいというのが一般的かと。そのへんどんな感じかなと。

唐渡委員：非常に微妙なところなんですけれども、常に見守りあるいはまわりにいることは必要なんですけれども、先回り先回りでこうした方がよいんじゃないのとか、こういうのもありますよとかいうことではなくて、飽くまでも本人さんがどうしたいと思っているのかということらへんの押さえは確実に必要だと思っています。本人さんは実は学校に行きたいと思っているということですので、じゃあそこにどうすれば上手く繋がるのかということと一緒に考えるということらへんで、先に周りの者が動くということではなくということですね。このケースも相当時間がかかりました。

新崎会長：有難うございます。本人の自主性を尊重するというところですかね。他に

いかがでしょうか？何かご質問とか、ご報告で気になることがあれば。

地村：地域移行のところでなんですけれども、毎回ちょっと言わせてもらっているんですが、例えば第5期の福祉計画でも32年度までに24人の方を地域移行させるということと、実際、大阪府下です、東大阪市で16名の方が地域移行を希望されているということで、これに向けて取り組んでいくために地域生活支援拠点の整備を早急に進めていただきたいということが1点と、それとともにね、毎回施設から出す方の話というのは沢山でているのですけれど、合わせてね東大阪市、入所を希望者されている方の待機待ちも非常に多いんですね。毎年、入所されている方も沢山おられて、そういう方が毎年きちっと何人おられて、なぜ地域で暮らしにくくなって、入所しなければならない状況になったのかというところをね、きちっとどこかでちゃんと把握してほしいなという部分と、それで、地域を離れなければならなくなった人たちっていうのは、何かしら地域での困り事があってそうなってるはずなので、その部分をきちっと地域でどう整備していくかということを考えない事には、いつまでたっても入所者が減っていかないかなと思っていて、そういう情報も今後、協議会の中でだしていってもらえたらと思います。

(新崎会長)

いかがですか？今のご意見に対して、地域生活移行部会の方。

(事務局 森課長)

拠点生活支援拠点につきましては、本市の方でもH28年度からプロジェクトチームを本自立支援協議会の中に作りまして検討を重ねております。国も32年度までに作れということになっておりますので、他市の状況、府の状況なども把握しながら今、取り組んでいって作っていききたいという風に進めております。入所者の受付などは福祉事務所の方でしておりますので、そこと連携しながら、入所者がどうして希望を出してきたのかなど、そういう状況はこれから把握していききたいと思っておりますので、その状況はこちらの方で報告していききたいと思っております。

(新崎会長)

よろしいでしょうか？部会の方はかまいませんか？

今、地村委員からお話されたように、予防的にいわば地域で生活しやすいような環境というのはどうところなのか、また逆にいうと阻害要因はどういうことなのかという

のを知っとくことによって、そういった入所が悪い良いということは別として、そういったことが、状況把握ができるのではないかというご意見、有難うございました。他にはいかがでしょうか？じゃあ、ちょっと進まさせていただいて、またあとで、総括的にご質問いただくという形にさせていただいてよろしいですか？次の部会に進まさせていただいて大丈夫でしょうか？

では、次第の4番に移りたいと思います。ケア連絡会、当事者中心の会、委託相談連絡会からのご報告をお願いしたいと思います。

#### 4. ケア連絡会・当事者中心の会

##### (地村委員)

ケア連絡会・当事者中心の会の報告をさせていただきます。資料、P9のところになります。ケア連絡会はですね、偶数月に1回会議をもたしてもらってまして、西中東のそれぞれの地域で相談支援の機関の集まるネットワーク会議の報告を集約したり、また、協議会の動きをケア連絡会を通じて各地域別会議へ情報をおろしたりする役割で会議を運営してきております。毎回、地別会議の活動も報告していただきながら、その中で出てきたものを課題・質問・要望という形で整理していつてまして、昨年度から今年度にかけて実際にケア連絡会、地域別会議であがってきたようなそれぞれ地域の事例をもとにする課題とか質問みたいなものを、ひとつにまとめる作業をしてきました。そしてそれを10月の運営委員会に提出しました。それがですね、東大阪市への制度的なものに対する課題であったり、取り組みに対する課題的なものであったり、あとは根本的な書式的なこととかの質問であったり、沢山あったんですけども。例えばですけども、制度とか地域の課題というところでは精神障害者の方の利用できる社会資源が少なく、何かあれば、あとは入院するしかないねんという話であったりとか、あとは計画相談とかもね、サービス等利用計画の進捗状況も毎回2か月に1回とか共有してるんですけども、今、実際東大阪市ではですね、児童の計画相談の対象者が1200人くらいいてまして、者の方は5100人を超えてきているかなと思って、毎月のように新規、増えております。児童も毎月平均したら10人ずつくらい増えていると思いますし、者の方も20人、25人ずつくらいずっと増えてきております。ただ、計画相談の対象者は増えるんですが担い手が不足しているので、なかなか児者ともに新規の計画相談を断らざるを得ない状況が続いてしまっているのが市の課題であることは、ここ1、2年ずっと言われ続けていることです。あとは、短期入所の緊急利用ができていくことの課題だとか、そもそもヘルパーが足らん

ねんなど、そんなやうないくつかのことを書面にまとめまして、運営委員会の方にも出させていただきます、現在、支援室、行政の方々には持ち帰っていただいて、それに対するお答えというか、考え方みたいな部分について、回答をいただくような形で進めさせていただきます。

また、権利擁護部会とも連携しながら、東大阪市は日常生活自立支援事業のいわゆる金銭管理の部分の待機待ち問題というのが約2年待ちみたいな形で、大阪府下の中でも非常に期間が長いんです。その中で実際にそういう支援を必要とする方が、実際に申請しても2年待たなあかん間に生活がなりたたないという部分があって、ケア連絡会の中でもそういう方々に対してどのような支援をね、上手できているケースとかも含め、どう工夫しているかみたいな情報を集めたりとかもさせてもらっています。

それぞれの地域別会議ですけれども、西地域というのは東大阪市の中でも一番事業所数が多い地域なので、なかなか一同に集まるのが難しいので、サロン形式とかリージョン別の集まりの場づくりとか、工夫しながらですね、会議を行ってもらっています。事例検討の中では、指定特定の事業所の方から提供してもらったりとかしながら、スキルアップや地域課題抽出の場として活用させていただいています。

中地域の方では毎月1回会議開催させていただきまして、参加者からの希望をテーマで特に今年度はミニ学習会みたいなものを中心に進めてきていまして、上半期はCSWの活動をもういっぺん改めて聞いてみようとか、共生事業も始まりましたので、高齢の機関の方に来ていただき、どんな形で東大阪市は進んできているのかとか、また今年度は災害が特に多かったので地域防災のあり方というものを考えていこうということで、東北や熊本の支援に携わった方に来ていただいてしゃべってもらったりとか、先程の日時の金銭管理のことについて社会福祉協議会の方に来ていただいて地域の実情とかを教えてもらったりしました。

東地域別会議の方はですね、ここも沢山機関が集まっていはるんですけれども、もともこの東地域が2回に1回サロンという形でですね、集まった人たちがある意味フリーなテーマでですね、その都度自分たちが悩んでいることとか気になることとかのトピックを出し合ってもらいながら集まった人たちでディスカッションするという有意義な時間を作っているという話がありまして、その取り組みが西地域や中地域の方にも徐々に広まっているというような状態で、参考にさせてもらって進めております。

各地域別はですね、昨年10月から委託が7リージョン担当になりましたけれども、そういった委託相談支援事業所が運営して会議の形や中身は試行錯誤しながら、基幹相談の方も各地域別会議に参加していただいております。ここまでが、ケア連絡会の報告になります。当事者中心の会の報告を続けてさせていただきます。

#### 当事者中心の会（地村委員）

当事者中心の会はですね、市内の、身体・知的、以前までね精神の方とかもいらっしやったのですが、まだメンバーがね、なかなか定まっていないところが課題ではあるんですけども、今年度も3回会議をやってきております。

一つはですね、今、市民会館が新しく“文化創造館”が建てられようとしていますので、どんな形で文化創造館が建てられるのかなみたいなことの情報を含めみんなで学びながら、特にこの協議会の中でも言わせてもらっていますけども、大ホールとか小ホールのところの車いす席が少ない、車いすの方が利用できる席が少ないので、可動席の対応をということで、去年から言わせてもらっていますけれども、一応可動席の対応は検討いただいているということですので、具体的な可動席が何席できますということはまだ聞いていませんので、またわかり次第教えていただけたらと思います。

また、今年度、先程もいいましたように災害が沢山ありましたので、当事者目線の防災ということで、一応、避難所見学に行こうということで、ここの近くの玉川小学校に行きまして、実際にどんな物資が備蓄されているのかとか、実際に当事者に対する配慮的なものがどの程度されているのか等、学校を案内されながら見学させていただきました。いろいろまだね、当事者の方の意見があったんですけども、実際なんかでぱっと体育館や教室に避難した時に、みんなが安心して避難生活が送れるかなとなったときに色々と不安がそれぞれから出てきていましたので、中心の会からもそういった意見をまとめながら地域の避難所運営についてマニュアル作りとかに意見していけたらなと思っています。

あとはまた、他市の自立支援協議会の当事者部会などを参考にしながら交流とか進めていきたいなと思います。

先程、権利擁護部会の阪本部長からもありましたが、車座ワークショップ、差別解消がらみのワークショップをずっと関わらせていただいています、今日も40名近くの参加者がありまして、沢山の意見を聞いているので、そういった意見を今後集約して、差別解消の会議であったりとか協議会の各部会とどうリンクさせていけ



るかなというのが課題かなと思っていますので、そのへんまた取り組んでいきたいと思います。

(新崎会長)

有難うございます。では続きまして委託相談支援センター湯村委員、宜しくお願い致します。

#### 4. 委託相談連絡会からの報告

(湯村委員)

八尾委員の代理で説明させていただきます、すいません。Fリージョン担当の、相談支援センターマーレの湯村です。冊子で閉じていただいている方がですね、今年度4月から10月までの7つの委託相談支援事業所の相談の件数の数値的な内容であったりとか、12、13Pの方はどこから相談が入っているのかということだったり、14、15Pの方では相談の内容ですね、細かく書かさせていただいています。相談内容の次が支援内容になりまして、最後には各事業所の方から現状の課題という風に書かせていただいております。そして、各事業所でやはり地域性というのがありますので、相談の内容であったりとか、件数であったり特色があるところなんですけれども、別刷りで本日追加の資料で、載せていただいているのが、全体のまとめというところでつけさせていただいています。

昨年度10月からリージョン制という風になって、その以前は中西東というふんわりとした地域別であったんですけども、住所地別ということがハッキリしましたので、障害と名の付く相談と言うか、障害が疑わしいであったりとか、もちろん新規のご利用相談とか、何でも障害に関することとしては、ここの担当に相談すればいいということが明確になりましたので、ご家族やご本人以外からも、家族間、計画であったりとか、“相談”という所にチェックされているんですけども、各方面からもまだまだご相談が依頼されている状況です。障害福祉サービスの受給者数、10P11Pのあたりに、表の見方なんですけれども、左上、例えばAリージョンよりそいの丘さんなんですけれども、ここは委託の配置基準が2名、実際配置されておるのが2名、Aリージョンの障害福祉サービスの時給者数というのが396名、で、それが29年が4月時点で409名が30年10月時点で396名、というような見方になります。で、ちょっと右手の相談実人数と新規の実人数、新規が月平均で7.3名、相談実人数、その月に相談に応じた中の実人数として平均して56.7名。で、障害種別であったりあと

まあ世帯の構成だったり、人数の平均というようなことを募って出させていただいています。

受給者数が年々伸びておるといことと、その受給者数が4~5000人というところなんですけれども、手帳の所持数というのはその7倍の3万5000人おりまして、介護保険の認定率、認定されているのが3万人ということで、介護保険の認定率というよりも、手帳持たれている方の方が多いというようなところなんです。その中で、7か所で合計14名ほどの相談員で相談を受けているということのようです。受給者数が、DFGの左下、南西のリージョンが約1000人おりまして、一番少ないEリージョンで242名ということで、約4倍の受給者数ということで、相談員の配置の方も1.5~2.5名、傾斜がかかっておるんですけれども、実施の利用者数というのが4倍ほどという状況ですので、ちょっとその相談対応の数の偏りというのがすごい激しくあるのかなという所です。

で、相談内容は、最も、世代的には40代50代、若年層中高年層、共に、新規ではサービスということで、今まで使っておられなかった方などからの相談などがあります。病院からの退院など生活状況がガラッと変わるというところであったりとか、家庭内暴力や虐待、虐待というのは障害者虐待ということであれば、虐待防止センターの方が対応していただくんですけれども、家族高齢化されて、それからずっと家庭内では暴力的な状況や膠着した状態があって、ご家族が高齢になられて力が弱まった時に高齢者虐待ということで上がってくるケースが多いです。今月だけでも3件ほど、うちだけでそういう相談がありました。で、親が介護力が低下した家族の、であったりグループホームの方が対象、司法、刑務所などからの出所待ちというような、まあ本人が何とかしてほしいというよりかは、周りからの何とかしてほしいというような緊急的な生活支援の相談が多くあります。

またその資源探しに関しても、重度訪問介護やグループホームやショートステイのニーズはすごく多いんですけれども、なかなか見つからなくて、またその事業所が撤退して、すぐにでもこれは入らないといけないという時になかなか探せない、事業所探しに四苦八苦しているっていう状況です。事業所がということもありますし、計画相談がなかなかないんですけれども、事業所が急に撤退されたりとかいうこともあります。委託相談が他府県と違って、介護保険でいう地域包括支援センターと、介護保険でいうケアマネみたいなところと両方兼ねているところがありまして、実際に計画相談のバックアップということと、実際の計画がないので計画のようなセルフプランのお手伝い、事業所調整などなど、両方担っているような状況です。サービス利用計

画を作成してくださいという依頼もあるんですけども、なかなかちょっと委託相談が作成するということができない状況で、委託相談がセルフプランでやらせていただいています。当事者、家族、事業者様でトラブルがあった際の本来は契約書に記載されている苦情、その対応通りにとというのがあるんですけども、まあ事業所、行政とか、事業所さんから直接、まあちょっとあの、こうなっているようなのでちょっと聞いてあげてもらえますかというようなことでの依頼が入ったりもしています。で、まとめなんですけれども、圧倒的に資源が不足している福祉サービス、地域生活支援拠点あたりとか、・・・に求められる部分であろうとおもうんですけども、まず、介護保険でいうケアマネ、指定特定相談支援事業所が少ない。計画が立てられない、重度訪問介護、グループホーム、ショートステイ、3大なんですけれども、移動支援、ガイドヘルパーさんなんですけれども、休日だったりとは全く見つからないような状況です。とにかく、福祉サービスを担う人材が少ないなというところなんです。委託相談の対象というのはすべての障害ですので、年齢も児童から高齢障害者まで、ですし、障害の幅もすごく、難病含めてということではいろんな障害の状態の方、で、ちなみに、難しいわけなんですけれども、手帳がある診断がある、もしくは障害が疑わしいという時点で委託相談の方に相談が上がりますので、各方面からの相談を受ける今の配置、今の現状の人員ではなかなか対応困難な状況ということをお伝えしたいと思います。ただ、その前回の運営員会の時も言っていたんですけども、それだけ相談のニーズは、すごく、ひとつひとつの相談は応じないといけないなと、応じないといけない相談だなと思いますので、各事業所が義務感と言いますか、やっぱり義務感で委託されている配置の人数以上の人数が動いているという状況です。それでも、動き切れていなくて、新規の相談もなかなか受け入れない、受け入れられない状況であったりとか、その相談は今ごめんなさいうちでは応じられませんとお断りしなければいけないような場面というのが出てきているような状況です。これはまあ、窓口が明確になったのでとにかく相談にということで相談が入ってくるんですけども、以前はどこが受けていたんだろうかなというような、これは委託相談が受けるべき相談なんだろうかなというような相談が舞い込むようなこともあったり、行政の相談窓口であったりとか、病院の相談機関であったり、各方面の相談員ともうちちょっとうまく連携が取れるように、地域別会議であったりとかそういう会議を通じて連携を深めていきたいなと思っています。

(新崎会長)

よろしいですか、ありがとうございます。今年度から委託相談に移行したということで、本当に地域密着でご相談がしやすくなったということも含めて、相談の件数が伸びたということとはとてもいいことでもあるんですけども、それに現在対応しきれないという厳しい状況もご報告いただきました。

そういったところのなかで、今ケア連絡会、当事者中心の会、委託相談連絡会の報告について、何かご意見とか、ご質問とか、ありますでしょうか。いかがでしょうか。

<質疑応答>

(小林委員)

失礼します、日本福祉大学の小林です。先程の委託相談支援センターのまとめのところからですけども、今後の課題のところはかなり強い言葉を使われて、“圧倒的に資源が不足している福祉サービス”というふうなことが書かれていましたけれども、東大阪市としてこの状況をどのように考えていらっしゃいますか？

(新崎会長)

これは、事務局に聞いたらいいですか？

(事務局 森課長)

非常に難しい質問で、答えに危惧しておりますけれども。指定特定の相談支援の事業所につきましては、市の方でも増やしていきたいとは思っているのですが、意向はありますが、なかなかそれだけで事業所するとなると経営面で報酬が少ないこともあってなのか、なかなか事業所数が増えてこない現状があります。GH やショートステイについてもまだまだニーズはあるという話しは十分承知しておりますので、施設の整備の補助などを使いながらどんどん増やしていきたいとは考えております。不足しているという認識はもっております。

(小林委員)

人をどのように集めるかということについては、どのようにお考えですか？人が足りないということはよくわかるのですが、前の協議会でも日本福祉大学ということなので、同じような質問をさせていただいたと思うんですが、東大阪市として、どのように獲得するか、養成するかという文脈でもいいかと思うのですが。

(事務局 森課長)

市として何か特別実施しているものは今現在はないのですが、例えば施設連絡会、事業所連絡会とかでそれぞれ人材確保フェアをされたりして、そういう活動されているのに市としてバックアップをしていく、というようなことで人材確保を進めていくという取り組みと、人材養成につきましては、研修補助というものは市の方ではやっていないのですが、市の方から事業所に出向いて、制度の説明とか憲法、虐待の説明などというような形で人材確保、養成、定着だったり支援をしていきたいと考えております。

(新崎会長)

有難うございます。東大阪市だけではなく、こういうふうな形で制度が充実したことで、これだけ危機的な状況に陥っているというご報告やったと思いますので、そういったことは府などにもあげながら制度について前向きに検討してもらおうということ、ソーシャルアクションとして東大阪の行政からもお話いただくということも必要かと思いました。

ちょっと心配なのがね、重度訪問介護の事業所撤退って多いんですか？逆に言うと、せっかく受けられている方が、急に撤退されてしまうと生活の問題に関わってきますよね？今の話と矛盾するかもしれないのですが、そういった訪問介護の制度を申請したときの基準とかは、そのへんなんかはどうなんですか？僕はちょっとわからないんですけど、そのへんは。やはりある程度、きっちりと撤退しないところにやっていたかかないといけないと思うのですが、今の話だと人材不足だからある程度窓口を開いているということですか？僕はわからないので、教えて下さい。

(高品課長)

重度訪問介護事業をしていただいているのは事業者のところ、実際、私は支給決定の方からなんですけれども、1か所・2箇所、最近あったということでは存じております。重度訪問介護を使ってらっしゃる利用者の方が使えなくなったということで、早急に次の重訪を使っていくための事業所探しについては事業者課とも相談したり、あと地域の委託相談支援センター、基幹相談支援センターと協力しながら探していくということをしていかなければならない状況なんですけれども、なかなか、撤退しないようにというのは、撤退する事情というところまでは市の方ではまだ、検討しているところではございませんので・・・。

(新崎会長)

難しいのかもしれないのですが、撤退した理由っていうのはしっかりとアセスメント、モニタリングして、そしてそういったことがないような形の予防的な支援をしていくというのは、やっぱり当事者にとっては本当に命に関わるような問題だと思いますので、一回そのへんは・・・。

(高品課長)

そうですね。今日は事業者課が不在ですけども、そういったところと、なぜ撤退するというに至ったのかについては、また調べて・・・。

新崎会長：難しいと思いますが、一度、つめていただけたらと思います。

湯村：事業所辞退の撤退というのもあるのですが、ヘルパーさんがいなくなったので入れませんという形の事業所としてその方に対するサービスを撤退するという事は頻繁におこっています。

(新崎会長)

逆にいうと介護という問題をもっと積極的に考えていかなければならないということ、市だけで考える問題でもないんでしょうけれども、そういう本質的な問題にもたちいっているということですね。他にはご意見とか？

では、まずは西川委員からご報告いただいてと思います。

(西川委員)

公募委員の西川です。ヘルパー派遣事業所をやってまして、まさに撤退まではしていないのですが、この2年くらいで縮小しました。理由としては、5年前に比べると特に女子のヘルパーが半減してしまっていて、重度訪問介護では腰痛者が次々にでてきて、腰を痛めてはいれなくなる・・・。ヘルパーとしては残るのですが、重度訪問に入れなくなるというのが主な理由で。機械浴や2人体制にしてもらうなどしているのですが、ガイドヘルパーもしているので歩けなくなるような重度化になる前に、そういうところに派遣しないようにしてしまっているというのが実情です。

(新崎会長)

介護者側の厳しい状況もあるということをお話していただきました。

地村委員いかがでしょうか？

#### (地村委員)

実際、本当にヘルパー不足と、利用者と事業者がうまくいかないケースも、理由は色々ですが。重度訪問介護を利用されている方は、派遣が滞るとというのは死活問題に繋がることが多くて。「新しいところ見つけてよ」という思いは切実で、僕らは事業所に毎日のように一覧を見ながらローラー作戦で電話をするが、なかなか見つからない。本人、家族としては「いついつまでに探してもらわないと困る」と言われるのだが、「どうしてくれるんだ」と言われると僕らは無力なんです。期日がきてしまった時には「ごめんなさい」としか言えないのだが、ごめんなさいでは済まないんですよ。「ごめんでは済まない。どうしてくれるんだ。お前らが介護に来いよ」と結構、怒鳴られるというのがあって。こういう状況は珍しいことではなくて、頻回に起こってるんですよ。こういう時に、僕らがある一定のところまで限界となった時、誰が、その次そこをサポートしてくれるのかというところがなければ、結局、東大阪市の中での相談支援事業なんて、どこも「やりたいです」というところなんて、上がってこないというのが実情で。非常に難しい問題だと思うんです。

ただ、でも僕らだけではどうにもならないので、そうなった時に行政側も利用者や家族に対して一緒に事情を説明をしてもらおうところなどサポートしてもらえるとか、もしくは支給決定した時に、なかなかすぐに見つからないような地域の実情であることを踏まえて、利用者側にも何かしら情報提供していきながらと、言えばヘルパーがくるという状況では全くないのでね、どう利用者と共有していけるのかが課題なんじゃないかと思います。

#### (新崎会長)

有難うございます。厳しい実情を教えてくださいました。他にはいかがでしょうか？もしかしたら、これは奇麗事というか、理想論になるかもしれませんが、今、非常にきびしい状況の中で大阪府も人材センターとかで、企業なんかが介護のイメージをより良くするために、いわばプレゼンテーションとか、そういったところに積極的に取り組んでおられるところがあると思いますので、そういった意味でいうと現状の問題と広報というところも、両面で走っていかないとなかなか難しい問題なのかなとも思いました。現状が分からないままでの発言で、現場で真摯に向き合っていたいただいている方々については、こんなお話が解決にならないのはわかっているのですが、こういう会議では長期的な展望というところも視野に入れておくことも大切かと思ひ、意見として出させてくださいました。

あとは、いかがでしょうか？ご意見とか、ご質問とかありませんか？

では、その他の地域課題ということで、全体的なところでも結構です。ご発言の無い方でも、こういうところお伝えしておきたいとか、こういうところ話してみたいということがあれば・・・出していただければ聞かせていただきたいと思いますのですが。

滝川委員いかがでしょうか？

<その他の地域課題>

(滝川委員)

同じです。人材不足については、日中の施設でもそうですし、GHの夜勤、日中の施設であったり、GHについても夜間勤務というのは人が集まらなくて、私の法人ではGHも沢山あるので。夜間は、1日10数人・・・15、6人くらいのスタッフを毎日毎日、揃えるので必死の状況で。市として、小林先生もおっしゃってたんですが、何かいるんでしょうね。気持ちだけではなくて、市をあげて一緒に人材を生み出していくような何かが必要だと感じています。

(新崎会長)

収入という面でも考えていかなければならないということでしょうかね。いかがでしょうか。かなり少し重い、苦しい会議になってますけど・・・。

これは新崎の経験値のことなんですけど、うちの大学でもミライル(?)というところが来てくれたりして、授業の中でガイドヘルパーとかすごく上手にプレゼンテーションしてくれたりしてるんですね。こちらの大学にも7つあるというところのなかで、福祉系ではないかもしれないですけど、介護の面白さとか、介護の楽しさみたいなものを、事業所の中からプレゼンテーションやっているケースとかありませんか？

(小林委員)

私、今は愛知県の大学にいるんですけども、兵庫県の短大にいた時には、西宮のメイストリング教会の当事者の方と授業を作るということをしていたりとか、4回続きの授業にして最初と最後に当事者の人に来てもらって、当事者の方が実際に直面した保育現場、あるいは教育現場での矛盾、ジレンマ、あるいは差別経験みたいなものを話してもらって、保育士としてその問題にどう対応するのかという2時間続きでGWをやって、そのGWの結果をもう一回当事者の人に聞いてもらって講評してもらおうという授業をやったりとか。



あと、神戸大学の非常勤講師にいていたので、200人授業を担当していたんですが、社会と人権という。そこに、介助者募集というのをどうやって・・・、200人授業をやられた方はわかると思うんですが、掴んだ瞬間と掴んでない瞬間ってはっきりわかるんですけど・・・。若い障害のある当事者をピックアップして、登竜門と言われていたんですが、どうやって自分たちの経験を話して掴んだという空気を作るかみたいなので、話す順番とか、話す内容とか、誰がどんな話を分担するかなど。言葉を選ばずに言えば楽しみながらやって。そのあと反省会という形で呑みに行って、「すべりました」とか、「上手いこと言えませんでしたね」とか。じゃあ、どうやったら上手くんかな？みたいなのところに、大学生もはさみながら、この問題が一体何なのかという風なことを、僕自身、教育学、福祉教育の専門ですので、やっていたということがあるんです。先程の難しい東大阪市に対する質問も、結果的にそういうことと繋がってはくるんですけど、そういう取り組みを大切にして、そこで一人でも二人でも若い世代の心が動いたり、認識が変わったりすることが、一人の命を確実に救うということがあるのであれば、そういう活動を大切にしていくという方向性が必要になるのだと思います。

#### (新崎会長)

委員長、少し話してもいいですか？実は今、住之江なんですけれども、夢宙センターという障害者自立センターの運営委員をさせていただいています。地村さんも一緒なんです。関西大の堺キャンパスのところに毎年必ず、当事者の方がに来てもらって、うちの大学でもそうなんですけれども、そういった今、どういった形で自立生活をしているかということ、当事者の声とか、小林さんとも一緒なんですけれどもそういったことを話してもらって、そのあと、いわゆるガイドヘルパーとか、重度訪問の資格を格安でとれますよとプレゼンテーションすると、いっぺんに沢山ではないですけども、わりと堺キャンパスの場合、福祉系の大学の学生が10人、20人とそういったところでやっているということがあります。大阪教育大学も社会福祉の資格は取れないんですけれども、そうやって対人支援という発想で、福祉系、心理系の興味のある学生は何人かはそういったところにいつている。ただ、彼らも経済的に厳しいのであまり遠方には行けないんですよ。ですから、よく言われるのは「新崎先生のところの学生さん来てよ」と、そうではなくて東大阪の大学の中でそういった形の仕組みを作っていくという、ひとつ発想としていただくといい。それから今、小林委員からお話されたように、地村委員のところの当事者の方々にしゃべりの勉強会するとかね、

どうやったら面白く・・・それは他の事業所の方でも当事者の方で弁がたつ弁がたつ方とか来ていただいて、一緒に“語り部の会”といった勉強会をすとかであれば・・・。以前、大阪市でそういった形でさせていただいて、10何年続いています。障害者の語り部の会。福祉教育に行くっていう、大学とかでやっていくというような積極的なプロモーションみたいなのも検討していくってことは、厳しい状況の中で、“厳しい、厳しい”っていうところだけ取り上げてしまうと、前向きになかなか考えられない時に、そういった発想も入れてみるというのは、良いのではないかなと・・・。ごめんなさい、ちょっと会長の座を逸脱している意見かもしれないですけども、ちょっと今、感じたのでまたよかったら、一緒に検討していきたいと思います。そういった当事者の方々が主体となって介護の大切さみたいなところをプレゼンテーションしていけるような仕組み作りがあったらいいかなと思いました。

すみません、いかがでしょうか。他に何かご意見とか、ご質問とかありますでしょうか？玉置委員、いかがでしょうか？

(玉置委員)

なんでもいいんでしょうか？

(新崎会長)

関係のあることやったら何でも。

(玉置委員)

公募委員の玉置です。平成30年度福祉サービスで新たに、就労定着支援事業が創設されました。これは、就労移行支援などを利用し、企業など一般就労に移行する障害者のある方が増加しています。今後、こういった在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズにより、一層多様化、且つ、増大することを踏まえ、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所、家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行うサービス、就労定着支援が新たに創設されました。障害のある方が雇用された企業などで、就労の継続を図るため、関係者との連絡調整、雇用に伴うに日常生活、社会生活を営むための上での拡販の問題に関する相談による課題把握、指導および助言、その他必要な支援などを行います。対象者は、就労移行支援などの利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化による生活面の課題が生じている者。支援内容は、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業との関係

機関などとの連絡調整や、それに伴う解決に向けて必要となる支援を実施。具体的には、企業、自宅などへの訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調などの管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や助言指導などの支援を実施します。まず、就労移行支援事業所などは障害者は一般就労に移行します。

関係機関としてまいては、障害者就業生活センター、医療機関、社会福祉協議会などは、就労定着支援事業所と連絡調整を行います。企業は、就労定着支援事業所とまず、相談による課題把握、連絡調整、必要な支援などのマッチングをおこないます。

(新崎委員)

今のご報告は、情報提供していただいているのですよね？

(玉置委員)

はい、そうです。

サポートにつきましては、企業訪問、電話への相談支援、指導など及びアドバイス、生活面の課題に対して、自己管理のサポート企業、医療機関、支援機関、家族との連絡調整、及び連携、企業の方へ、ご本人と特性や配慮事項などの情報提供、サービス利用中に離職する方への支援などです。

サービスの利用期間は、上限3年間、1年ごとに支給決定期間を更新します。就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所、自立訓練事業所を経て、企業に就職した方は、就職して半年間は、それまで利用していた事業所で職場定着支援を受けます。半年経過、新たに就労定着支援事業所と契約を結び、その後、最大3年間、就労定着支援サービスを受ける利用期間となります。3年経過後は、障害者就業生活支援センターなどへ支援を引継ぎます。

利用料は、前年度の世帯所得に応じ変動いたします。就労移行支援と同様、1割か自己負担で残りの9割は自治体が負担します。さらに、世帯所得などに応じて、上限が変わります。最後に、東大阪市には、今年の6月現在、4か所ありますが、私の家の近くでは、地域生活支援センターふうの管轄のアプレント(?)がございます。以上です。

(新崎会長)

ご報告、有難うございます。他に、ご意見とかご報告とかよろしいでしょうか？はい、有難うございました。それでは、各部会からの説明は以上になりますけれども、今、

ご意見おうかがいしましたけれども、計画相談について、受け皿となる事業所について慢性的に不足している課題につきましては、今、お話いただきました。高齢と障害の垣根を越えた共生型サービスという形も始まってきているということで、高齢者介護関係機関の代表として、由井委員からご意見おきかせいただけたらと思います。

#### (由井委員)

由井です、宜しくお願いします。65歳問題、80.50問題、高齢者関係の居住施設利用の問題等、様々な関連する問題があると思います。先程、くらし部会の乾先生もおっしゃっておられたように、どことどこ連携をとればよいのか？というところでお悩みだということで、ケアマネ連絡会と連携をまずとられて、そこからというお話もされていました。まだまだ、浸透していないように思います。

ケアマネ連絡会もすごく頑張ってらっしゃるところで、色々な関係機関と連携を取っておられるところで。ケアマネさんの任意の会なのですべてのケアマネさんが入っておられるということではないですし、個人の会ということなので、そういう知識を深めたり、いろんなことがあると思うと思うんですけれども、本当に東大阪市のすべての事業所、または当然、高齢者の居住に関わる施設であったりとかということも含めて、そういう問題があるということをしっかり、どれだけ把握しているかという、把握しきれていないように思います。たまたま、私は代表でこうしてここに出させていただいているからこそ、この問題が喫緊の課題であるということであったり、または法律もどんどん改正されていて、共生型ということが本当に実際に実施されていくんだけど、知識としてはまだ浸透していないところを、気持ちが引き裂かれるように、ここにいるとすごく切迫感を感じるんですけど、それをどうやって、施設会の方にもって行って、浸透させていったらいいかということをお悩むということなので、乾先生だけではありませんけれども、当然行政のお力もお借りして、色々な会合のところにそういう話題をもってきていただいて、まずは本当に、現状把握というか、現実をお伝えしていただいて、双方の問題として考えていくという機会を、いろんな形、いろんな会に向けて作っていただければなというふうに思っています。私も、これを持って帰ってしっかりと代表に選ばれている会にはきちんと落とし込んでいきたいと思っております。

#### (新崎会長)

有難うございます。国は、厚労省は地域共生社会創造という形で、いわば、絵をかき

ましたけれども、それを具体的に実践していくのは市町村レベルだと思います。そういった中で、色々な課題とか、ジレンマというところ、本当に課題山積の状況なんですけれども、一歩ずつ進めていく、そのために今ご意見いただきましたけれども、色んなところでその課題を出し合ったり、潜在化しているものを顕在化していくっていうプロセスも必要なのかなと思いました。有難うございました。

続いて、虐待や差別などの障害者の権利擁護につきまして、虐待のレビュー会議に定期的に参加されています高橋委員からもご意見頂戴できればと思います。

#### (高橋委員)

弁護士の高橋です。障害者虐待のレビュー会議にはちょっと参加をさせていただいております。皆さん、障害者虐待では市の方も対応に慣れてきておられているので、対応が困難でない案件はスムーズになってきておられる印象があるんですけども、対応がすごく困難な案件とか、すごく多いなと思うのが夫婦間のDVもあったりするので、非常に大変だなと思いながら参加させていただいています。ただ、虐待のレビュー会議に出させていただいたら、件数も多い中、市の方、基幹の方もすごく熱心に活動されているので、いいなというふうに思っています。障害者差別に関しては、先程も会議があったなと思いながら、全体的にまだ相談件数が本当に少ないなというのがあると思います。大阪府下、少ないというのがありますので全体的に啓発していくとかこういう問題があるということを知っていくことがすごく大切だと思います。さっきの会議で、言えばよかったのですが、行政の対応とかの中で過重な負担とか正当な理由とか、そういったところがあるとは思いますが、やっぱり制度の限界ってすごくあると思うんです。ただその制度の限界の中ですら、正当な理由があるとか過重な負担があるだとかいう判断になっていくところがあるんです、そうすると結局何も進まないというところになると思うので、そこで、この判断はこの制度において致し方ないのかもしれないですけども、当事者の方の意見をくみ取って新たな制度を創設していくところに、不合理な部分ですら、合理的な配慮を提供しなければいけないというところで進めていくところなのかなというのは、すごく感じているところなんです。

#### (新崎会長)

有難うございます。そういう意味でいうと、前向きに話し合っていく中で、よりブラッシュアップしていく必要があるというご意見、有難うございます。最後にといいま

すか、今、こども部会の報告の中でもありましたけれども、教育と福祉の連携というところで、本日、お三方の支援学校の校長先生にご出席いただいております。今まで聞いた中ででも結構ですし、今学校が抱える課題でも結構です。それぞれ、ご意見頂戴いただけましたらと思います。どちらからいきましょうか？順番にお願いできればと思います。

(坂田委員)

東大阪支援学校の坂田でございます。今日聞かせていただきまして、このこども部会の話だけではなくてね、全般色んな課題があがってくる話を聞いていて、直接的に学校が協力するのは難しいかもしれないけれども、間接的にはやっぱり頑張らないといけないなど。1回目にも同じような話をしましたけども、例えば、リージョン制になって、相談支援も増えて。相談支援が増えたということは、たぶん今まで相談できなかったことができるようになってきているという意味では絶対にプラスなんですけれども、一方で増えていくと、今話にあったような課題が出てくる。それを少しでも軽減するために、学校は何ができるかな？と思った時に、少なくとも

学校から上がる相談については、学校内部である程度、整理するところは整理したり、あるいはもっと早い段階から気づいて対応していくことで、事が大きくなる前に相談にもっていけるというようなこともあると思うので、そういう意味では学校でも頑張る必要があるし。

でも一方で実は、学校の方も経験の浅い先生方も非常に増えてきましたから、そういったいろんな課題に対する対応がちょっと下手になってきたというのも事実なんです。ですから、そういう意味では我々も学校の中で先生方も育っていかないといけないし、できるだけ、相談をあげていくときに学校がやれることはしっかりやっぺいこうというのを共通認識を持っていきたいですし、肝に銘じて頑張っていないといけないなと思っています。

それから、もう一つはこの6ページであがっているケースでも、引継ぎがスムーズにいかないということで、実際私、府庁にいた時にね、転学案件で、子家センの方は早く措置する場所とか決めたいので、「この学校に」ともってくるんですけど、蓋をあけると子どもの気持ちは全く逆で、「なんでこんな学校に来なあかんねん」ということになって、2か月、3か月かかって学校に行けなかったというケースがありました。そういう意味では、先程言っていたように子どものニーズを先に拾うということは非常に大事だし、これは学校がしっかりと子どもの気持ちを捉えて伝えていく必

要があるなど感じています。学校ってね、色々な施設に比べると行政に比べてもマンパワーのあるところですから、そこは責任もってやらないといけないなど、非常にいつも思うところなんですけれども、そういった形で学校が少しでもそれぞれの苦勞を減らすことができたかなというふうに、そんなふうに感じながら聞かせていただいていた。

(新崎会長)

有難うございます。少し違う角度からお話をさせていただきますと、東大阪支援学校は、教育コミュニティということで地域の方々との共同ということで、熱心に取り組んでいただいて、大阪府の共益コミュニティづくりの委員とか、そういったご発表にすごく熱心に取り組んでいただいているということがあります。

この自立支援協議会の場合、どうしても制度やとか専門職の対応という形になるんですけども、もう一方の中でやはり地域の方々が障害のある方々の眼差しっていうか、ちゃんとした偏見をなくしていく、そして少なくしていく、応援を作っていくっていう発想も我田引水になりますけれど、私も福祉と教育というところで、やはり市民の方の理解、そういったところで介護に対する理解であったり、障害当事者の方に対する理解というところの中で、今、なかなかやれることがないっておっしゃっていただきましたけれど、地域の方々が障害のある子どもたちとの交流の中で、障害者理解に取り組んでいただいているというのは、本当に有難うございますというふうに思います。

(坂田委員)

あと、もうひとついいですか？

(新崎会長)

どうぞ、どうぞ。

(坂田委員)

教育と福祉の連携といわれるんですけど、やっぱり連携するためにはお互いに知る必要があって、先程の話の中でも話をしていく機会を作ろうというということがありましたけれども、これも実は、府庁にいた時に福祉部と教育長とが連携して、子カセンのワーカーさんであったり、いろんな職種の方に学校見学に来ていただいて、その

中で学校とそれから進路担当者同士で、どんなことに困っているのか学校の立場はここが一番困ってて、子カセンにはこれを言われるのがつらいんやと、逆にコカセンは学校からこんなことを言われるのがつらいんだと。そういう懇談会を何回かもったことがあるんです。

やっぱりそれをやると「こういうことなんか」とお互いに一歩歩み寄るので、そういうことで変な話なんですけど、ちょっと敵対みたいな感じになるケースもあるんですけど、そういうことの垣根が下がるんですよね。ただ、残念なのは担当者がどんどん異動していきますから、やってもやってもなかなか伝わっていかないというのがあるんですけど、地道な努力ではあるものの、そういったことは続けていかなければならないし、例えば、東大阪市でもし、もうちょっと支援学校のことを知りたいということであれば、というか東大阪市はよくやっていただいているので十分ご存じかと思いますが、学校見学をいうことであれば協力はできますし、いろんな懇談会をそういうところでもつという事は可能かと思います。

#### (新崎会長)

有難うございます。赤木委員、お願い致します。

#### (赤木委員)

交野支援学校四条畷校の赤木でございます。本校では通学区域が特別なところがありまして、本校の高等部に通う一部の生徒が東大阪市の通学区域から通っているということで、その子たちは要は高等部の段階で他の支援学校から変わって、もしくは中学からその校区にあるのでうちの支援学校に来ています。なので必ずしも東大阪市のケースとは限らないですが、本年度に入り非常に増えた。学校の方にお見えになってケース会議を開くパターンでありますとか、学校の授業の様子を見学させてほしいということで直接、もちろん事前連絡はありますけれども、学校にお見えになって生徒の学校での日常の活動を見学して頂くパターンとかもございます。その中で、学校にしかみせていない姿と、放課後デイの中で甘えたている姿と、とくに放課後等デイさんなんかだと、中学とかで不登校になられると結構その子の小学校とか過去を支えている放デイの方もおられまして、直接連携することで学校が知りえなかった情報とかをたくさんお持ちの場合もありますしやはり今後とも連携して教育を進めていくことが大事だと思います。ただそれぞれ役割が違うとは思いますのでその中で学校のできることと、そういう福祉の方でしていただくこととそういう役割分担をしながら進め



ていくのが大事かなと。本校でも、これは他の市のケースなんですけれども、登校できなくなったお子さんの通学支援、通常朝はあまり支援していないところなんですけど、最初学校が取り組んだんですけど学校が何名もの教員が通学時間に生徒の家に毎日行くというのは限界がありますので一定期間はやった上で放課後デイ等福祉の方でそういうサービスを組んでいただけないかをお願いしたところ、それが可能になって最終的には、今も支援を受けていますけれどもスムーズに学校に来れる日が非常に増えてスクールバスに乗れるようになったとかいうケースもあります。やはり保護者の困り感と一緒に私たちであれば生徒のためになんですけど、できることは何かというふうに捉えていくのが大事かなというふうに思いました。

#### (新崎会長)

はい、ありがとうございます。時間の関係で最後になるかもしれませんが、坂田委員の方から子家センというお話がありましたけれども、新里委員、何かご感想とかご意見とかあれば最後一言でも結構ですけれどもお願いできませんでしょうか。

#### (徳丸委員)

はい、失礼します、東大阪子ども家庭センターの所長の新里の代理で参りました徳丸と申します。申し訳ありません。代理出席の連絡をしておりませんでした。オブザーバーというような形での参加ですので、本来でありましたら意見を申し上げる立場ではないのですがご指名いただきましたので、坂田先生がおっしゃっていただいたことにつきまして一言感想をと思っておりますが、そうですね、一言で申し上げれば非常に痛烈なご指摘をいただいたかなと思っております。子どものニーズを丁寧に拾うということに関しましては当然各担当者、こどもを中心に考えるということをお心にかけていると思っておりますが、先生のご指摘がありましたようにやはり環境や色々な状況に対する対応を含めてどうしてもそのような印象をほかの支援者の方々に与えてしまうようなことが起こってしまっているのかなと今回ご指摘をいただいたので認識を新たにしたところですので、そのへんを持ち帰りまして各担当者、職員一同でもう一度課題確認をしたいと考えました。あと子家センと支援学校の懇談とおっしゃったと思うのですが、おそらく福祉部の専門職のほうと支援学校さんのほうと見学に行かせていただいてという機会が昨年度、一昨年度あたりにあったかと私も記憶しております。そういった機会があればやはりなかなかお互いを知らず、お互いの現場であるとか状況を知らないままにどうしても自分たちの状況だけをお伝えするようなことが起こ

ってしまっている、そういうところをやはり解消しようというように思っていておこなっていたものでございますのでそれを非常に肯定的に捉えていただけて非常にありがたいと思いますし、その点につきましてはこれからもまたご協力をいただければなと思います。ありがとうございます。

#### (新崎会長)

どうもありがとうございました。ということで限られた時間、新崎の進行の不便でなかなか十分なお話ができなかったかもしれません。ただ色んな意見、委員の方からいただきました。今先ほども言いましたように委託相談につきましては各リージョンという形で、本当に丁寧に一番地域密着型でご相談に乗っていきこうというそういうミッションのところの中で今途についたばかりですから色んな課題が出てきたりということがあると思います。それから福祉と教育、高齢者と児童、障害、いわゆる今、国は地域共生社会創造という形で様々なところで連携・協同という言葉をよく使っていますけれども、私は協同というのは手段であって目的ではないと思っています。協同というのは本当に今お話いただいたようにそれぞれの立場で考えると非常に厳しかったり意見の対立があるかもしれない。でもそういった意見の違いとかをお互いに出し合うことでより良い、先ほど子どもファーストとか障害者・当事者ファーストといったお話がありましたけれど、そういった一つの目的のために色んな意見を出し合うこと、そこで一旦もしかしたら停滞したり悩んだりすることが多くなっているのかもしれないけれども、それはもっと将来のいわゆる新しい可能性につくための一つの経験・プロセスではないかなと思っています。今本当に大変な状況というのは心に刻みました。それぞれの委員の方がたぶんそういうふうにして思っておられると思います。行政も予算、財政のない中どんなふうの形の工夫をしていくのかまた事業所の方々も今本当に人手がない中でどんなふうにして人材を確保していくのか、それぞれの領域の中で大変な状況という所を共通認識した中でこれをあと1年、2年、3年たったときにあの時しんどかったねと笑い話になれるようにそういった会議や実践をつんでいけたらいいかなと思います。我田引水ですけれども新崎も今年、地域福祉活動計画の策定委員をさせていただいております。やはりこういった、先ほども言いましたけれども障害がある方々の自立につきましては制度や専門職の支援と同時に地域の理解、逆に言うと応援ということも不可欠になってくるのではないのかなと思います。僭越ですけれども、そういったところの中でやはり各法律を横串にさすような努力とか市内連携ということも必要だということを確認していますので自立支援協議

会の中だけではなくて東大阪の行政全体の問題として一つ一つ真摯に取り組んでいくということが大事かなと思います。まとめにもならないとりとめのない話でしたけれども、これで終了させていただきたいと思いますけれども、いいでしょうか。ということでそれでは事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(事務局 森課長)

ありがとうございました。本日の議事録につきましてはでき次第また皆様にご報告させていただきます。これにて平成30年度第2回東大阪市自立支援協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。